

千葉県政務活動費の交付等に関する条例

(平成十三年二月二十三日条例第一号)

改正 平成一四年 七月一二日条例第四三号
平成二〇年 九月一八日条例第四四号
平成二〇年一二月二四日条例第五八号
平成二五年 三月 一日条例第二六号
令和 元年一二月二七日条例第三〇号
令和 三年 七月二〇日条例第三二号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第十四項から第十六項までの規定により、千葉県議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として議会における会派及び議員に対して交付する政務活動費の交付の対象等、政務活動費に係る収入及び支出の報告書その他政務活動費の交付等に関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第二条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(政務活動費の交付の対象)

第三条 政務活動費は、千葉県議会の会派（所属議員が一人であるものを含む。以下同じ。）及び議員の職にある者に対し交付する。

(会派に係る政務活動費)

第四条 会派に係る政務活動費の月額は、五万円に当該会派の所属議員の数（以下「所属議員数」という。）を乗じて得た額とする。

2 前項の所属議員数は、月の初日における会派の所属議員数による。

3 月の初日後末日までの間（以下「月の途中」という。）において、議員の任期の満了、辞職、失職、除名若しくは死亡、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も、また同様とする。

4 会派の所属議員数の計算については、同一の議員について重複して行うことができない。

(議員に係る政務活動費)

第五条 議員に係る政務活動費の月額は、三十五万円とする。

- 2 前項に規定する額の政務活動費は、月の初日に議員の職にある者に対し交付する。
- 3 月の途中において、議員の任期の満了、辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

(会派の届出)

第六条 議員が会派を結成し、会派に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務活動費経理責任者を定め、その代表者は別に定める会派結成届を議長に提出しなければならない。会派結成届の内容に変更があったときは、別に定める会派異動届を議長に提出しなければならない。

- 2 会派を解散したときは、その代表者は別に定める会派解散届を議長に提出しなければならない。

(会派等の通知)

第七条 議長は、前条第一項の規定により会派結成届の提出があった会派及び政務活動費の交付を受ける議員について、四月一日における会派の所属議員名その他別に定める事項を、毎年度、速やかに知事に通知しなければならない。

- 2 議長は、四月二日以後年度の末日までの間において、前条に規定する会派結成届、会派異動届若しくは会派解散届の提出があったとき又は議員の変更があったときは、速やかにその内容を知事に通知しなければならない。

(政務活動費の交付の決定等)

第八条 知事は、前条各項の規定による通知があったときは、政務活動費の交付又は交付の変更の決定を行い、会派の代表者又は議員に通知しなければならない。

(政務活動費の請求及び交付)

第九条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた場合は、四半期の最初の月の十日までに、別に定める様式により当該四半期に属する月分の政務活動費を請求するものとする。ただし、一の四半期の最初の月又はその翌月に議員の任期が満了する場合は、任期が満了する日が属する月までの月分の政務活動費を請求するものとする。

- 2 知事は、前項の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

- 3 知事は、一の四半期の最初の月の初日後最後の月の末日までの間（以下「四半期の途中」という。）に、第六条第一項の規定により会派結成届の提出があったとき、又は新たに議員が当選したときは、当該提出があった日又は当該当選した議員の任期を起算する日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合は、当月）分以降の政務活動費を当該会派又は当該当選議員に対し、交付する。

- 4 知事は、一の四半期の途中において、会派の所属議員数に変更があった場合は、当該会派に既に交付した政務活動費については、その変更があった日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合は、当月）分以降の政務活動費の額を調整する。

- 5 会派の代表者は、一の四半期の途中において、議会又は会派の解散があったときは、解散があった日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合は、当月）

分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

- 6 議員は、一の四半期の途中において、辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合は、当月）分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

（収支報告書等）

第十条 会派の代表者及び議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、別記様式により年度の末日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。

- 2 会派の代表者は、議員の任期の満了又は議会若しくは会派の解散があった場合は、前項の規定にかかわらず、これらの事由が生じた日（以下「任期満了等の日」という。）の属する月までの政務活動費に係る収支報告書を、任期満了等の日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。

- 3 議員は、任期の満了、辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなった場合は、第一項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属する月までの政務活動費に係る収支報告書を、議員でなくなった日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。

- 4 前各項の収支報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し（領収書その他の証拠書類を徴し難い事情があったときは、議長が別に定める書類）

- 二 当該収支報告書に係る会計帳簿の写し

- 三 前各号に掲げるもののほか、当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に関する書類のうち議長が別に定める書類

- 5 会派の代表者又は議員は、議長に提出した収支報告書及び前項各号に掲げる書類（以下「収支報告書等」という。）に訂正がある場合は、速やかに当該収支報告書等を修正しなければならない。

（政務活動費の返還）

第十一条 知事は、会派又は議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は議員がその年度において行った政務活動費による支出（第二条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

（収支報告書等の保存及び閲覧）

第十二条 第十条各項の規定により提出された収支報告書等は、これを受理した議長において、受理した日の翌日から起算して三年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければならない。

- 2 何人も、議長の定めるところにより、議長に対し前項の収支報告書等の閲覧を請求することができる。

- 3 議長は、前項の規定による請求があったときは、収支報告書等に記載されてい

る情報のうち千葉県議会情報公開条例（平成十三年千葉県条例第四十九号）第八条に規定する不開示情報を除き、閲覧に供するものとする。

（透明性の確保等）

第十三条 議長は、第十条各項の規定により収支報告書が提出されたときは、政務活動費の適正な運用を期するため、会派又は議員に対し、政務活動費に関し必要な報告を求め、又は関係する書類の調査を行うことができる。

2 議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

（委任）

第十四条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付の対象等、政務活動費に係る収入及び支出の報告書その他政務活動費の交付等に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年七月十二日条例第四十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年九月十八日条例第四十四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年十二月二十四日条例第五十八号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の千葉県政務調査費の交付等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年三月一日条例第二十六号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の千葉県政務活動費の交付等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（令和元年十二月二十七日条例第三十号）

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年七月二十日条例第三十二号）

この条例は、令和三年八月一日から施行する。

別表（第二条第二項）

区分	項目	内 容
一	調査研究費	<p>会派又は議員が行う県政、地方行政、地方財政等に関する調査研究に要する経費で、おおむね次に掲げるものをいう。</p> <p>一 他の機関に調査研究を委託する場合における準備のための会議に要する経費、委託の経費その他これらに類する経費</p> <p>二 自ら県民を対象としたアンケート調査等を実施する場合における準備のための会議に要する経費、アンケート用紙等の郵送及び返信に要する経費、調査結果の検討及び取りまとめに要する経費その他これらに類する経費</p> <p>三 政策等の調査研究又は立案を目的として議員で結成した団体の運営又は研究に対する補助に要する経費又は当該団体に所属する議員の会費</p> <p>四 現地調査を行う場合における準備のための会議に要する経費、旅費、自動車等の借上げに要する経費、調査結果の取りまとめに要する経費その他これらに類する経費</p>
二	研修費	<p>会派又は議員が研修会、講演会等（以下「研修会等」という。）又は先進地視察を実施する場合に要する経費又は研修会等又は先進地視察に参加する場合に要する経費で、おおむね次に掲げるものをいう。</p> <p>一 会派又は議員が研修会等を実施する場合における準備のための会議に要する経費、資料の作成に要する経費、会場及び機器の借上げに要する経費、結果の取りまとめに要する経費、講師等への謝礼その他これらに類する経費</p> <p>二 他団体が実施する研修会等に議員本人、議員が雇用する職員若しくは秘書又は会派が雇用する職員が参加する場合に要する参加負担金、旅費その他これらに類する経費</p> <p>三 会派又は議員が先進地視察を実施する場合における準備のための会議に要する経費、旅費、自動車等の借上げに要する経費、視察の結果の取りまとめに要する経費その他これらに類する経費</p> <p>四 他団体が実施する先進地視察へ議員が参加する場合における参加負担金、視察の結果の取りまとめに要する経費その他これらに類する経費</p>

三	会議費	一の項、二の項及び六の項に掲げるもののほか、会派又は議員が実施し、又は参加する議案等の審議に関する会議、県政に関する施策等の検討会議、県民の県政に関する意見及び要望を吸収するための意見交換会議その他各種会議における会場及び機器の借上に要する経費、資料の作成に要する経費、旅費、会費その他これらに類する経費をいう。
四	資料購入費	会派又は議員が政務活動を遂行する上で直接又は間接に必要な知識、情報を収集するための書籍、報告書、事典辞書、法令集等の購入又は利用に要する経費、新聞、雑誌等の購読又は利用に要する経費その他これらに類する経費をいう。
五	資料作成費	一の項から三の項まで及び六の項に掲げるもののほか、会派又は議員が行う政務活動に必要な資料を作成するための印刷製本に要する経費、原稿料その他これらに類する経費をいう。
六	広報費	会派又は議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報に関する編集のための会議に要する経費、広報紙又は議会報告書等の作成及び郵送に要する経費、ホームページの作成及び更新に要する経費その他これらに類する経費をいう。
七	事務所費	政務活動に使用する事務所の設置及び維持管理に要する賃借料、光熱水費、清掃委託、修繕経費その他これらに類する経費をいう。
八	事務費	一の項から六の項までに掲げるもののほか、会派又は議員が行う政務活動に必要な事務に係る経費で、おおむね次に掲げるものをいう。 一 事務用消耗品類の購入費、複写印刷費、事務機器の修繕費等 二 机、椅子、ロッカー、応接セット、パーソナルコンピューター等備品類の購入経費 三 複写機、ファクシミリ、パーソナルコンピューター等の賃借料、駐車場使用料等 四 電信電話料、インターネット使用料、送料、保険料、各種手数料等 五 政務活動に必要な連絡業務等の旅費
九	人件費	会派又は議員が行う政務活動に必要な事務に従事する事務員等に係る経費で、給料、賃金、各種手当、社会保険料、委託料等の常時若しくは臨時の雇用又は委託に要するものをいう。
十	その他の政務活動に必要な経費	一の項から九の項までに掲げるもののほか、会派又は議員が行う要請陳情活動、県政に関する政策等の広聴、住民相談その他の政務活動に必要な経費をいう。

別記様式(第十条第一項)

(その一)

年 月 日

年度政務活動費収支報告書

千葉県議会議長 様

会派名

代表者名

1 収入 政務活動費 _____円

2 支出 単位：円

項目	支出額	備考
調査研究費		
研修費		
会議費		
資料購入費		
資料作成費		
広報費		
事務所費		
事務費		
人件費		
その他の政務活動に必要な経費		
合計		

3 残余 _____円

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

(その二)

年 月 日

年度政務活動費収支報告書

千葉県議会議長

様

議員名 _____

1 収入 政務活動費 _____円

2 支出 単位：円

項目	支出額	備考
調査研究費		
研修費		
会議費		
資料購入費		
資料作成費		
広報費		
事務所費		
事務費		
人件費		
その他の政務活動に必要な経費		
合計		

3 残余 _____円

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。